

第6次 智頭町老人福祉計画 第5期 智頭町介護保険事業計画

(平成24年度～平成26年度)

平成24年3月



智 頭 町

目次

第1章 総論	4
第1節 計画策定の趣旨	4
第2節 計画の課題	4
第3節 計画の理念・目的・基本方針	4
第4節 計画の性格・期間	5
(1) 計画の性格	
(2) 計画の期間	
第5節 計画の進行管理及び点検	5
第2章 計画の策定	5
第1節 課題認識と重点施策	5
第2節 高齢者・要介護（要支援）認定者の推計	7
(1) 人口及び高齢者数の現状と推計	
(2) 要援護・要支援認定者の推計	
第3節 介護保険事業の状況と見込	8
(1) 介護サービス量の状況と見込 1. 総合的施策の推進	8
①サービスの利用状況	
②在宅サービスの利用状況と見込	
③施設サービスの利用状況と見込	
④低所得者対策	
⑤その他の事業	
⑥介護サービス提供事業者の現状	
(2) 給付費等の見込	15
(3) 所得段階別保険料	15
(4) 介護予防事業の推進	16
①地域支援事業の展開	
②地域支援事業に要する費用可能額	

第3章 施策の総合的推進	18
第1節 高齢者が地域で暮らす体制づくり	18
1. 高齢者の積極的な地域参加及び就労支援	18
(1) 高齢者の社会参加の推進・多様な社会活動の推進	
(2) 公民館等の確保・拡充	
(3) 就業の拡大	
(4) 生涯学習の充実	
2. 自立生活支援サービスの充実	18
(1) 生きがいデイサービス	
(2) ひとり暮らし老人緊急通報システムの設置	
(3) 高齢者生活管理指導員の派遣	
(4) 配食サービス	
(5) 老人日常生活用具給付・貸与	
(6) 緊急時一時保護	
(7) 介護用品購入費助成事業	
(8) お元気ですかメール配信	
3. 認知症高齢者やその家族支援サービスの充実	20
(1) 成年後見制度利用支援事業	
(2) 認知症高齢者サポーター養成講座	
4. 養護老人ホームへの措置	20
第2節 介護保険でまちづくり（基盤整備）	20
1. 日常生活圏域の設定	20
2. 地域密着型サービス	20
(1) 地域密着型サービスの考え方	
(2) サービスの種類	
3. 地域包括支援センター	22
(1) 基本的な考え方	
(2) 地域生活支援（地域包括ケアシステム）体制	

第4章 その他

1. コミュニティサポートの推進	23
(1) 介護予防の啓発	
(2) 介護予防のための地域住民リーダーの育成や支援	
(3) バリアフリー体験	
(4) 家族介護の支援	
2. 低所得者への配慮	23
(1) 保険料の減免	
(2) 給付制限	
(3) 社会福祉法人等介護保険利用者負担額の減免	
3. 保険者機能の強化	24
4. 事業評価	25
5. 介護サービスの質の向上	26

第1章 総論

第1節 計画策定の趣旨

65歳以上の高齢者(以下「高齢者」という。)人口の割合が増加する中、4年後の平成27年には日本経済を担ってきたいわゆる「団塊の世代」(昭和22年～24年生まれ)の人たちもすべて65歳以上となる節目の年になります。こうした背景の中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活ができるよう、日常生活における身体的な自立の支援だけでなく、精神的な自立を維持し高齢者自身が尊厳を保つことができるようなサービス体制をつくるのが大切です。

今後取り組むべき課題を整理した上で、前計画の施策の継続・発展を本計画の基本方針とし、これからの高齢者介護のあるべき姿を念頭に置いて、地域包括ケアの実現を目指します。

第2節 計画の課題

第5期介護保険事業計画の策定にあたっては、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、医療、介護、予防、生活支援、住まいの5つのサービスを一体化して提供していくという「地域包括ケア」の考えに基づいた取り組みが求められています。

そのために、現在の課題を明確にし、その課題に対応すべく第5期計画に必要な下記の事項を盛り込みます。

- ①介護予防施策の推進
- ②認知症支援策の充実
- ③地域包括ケアの推進
- ④医療との連携強化

第3節 計画の理念・目的・基本方針

本計画では、高齢者が将来にわたり健やかで安心した生活を住み慣れた地域でおくれるよう、高齢者に係る福祉施策及び介護保険事業施策を総合的に推進します。

介護が必要になった場合は、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するという制度の基本理念を踏まえ、介護保険サービスだけでなく、介護予防事業や介護保険外の必要なサービスにも力点を置き、智頭町の地域特性を踏まえた各種サービスを適切に提供し、高齢者の自立を効果的に支援します。地域包括支援センターはその中心的な役割を担います。

第4節 計画の性格・期間

(1) 計画の性格

本計画は老人福祉法第20条の8の規定による「老人福祉計画」及び介護保険法第117条の規定による「介護保険事業計画」を策定するもので、「智頭町第6次総合計画」や「智頭町地域福祉計画」との調和を図りながら策定したものです。

(2) 計画の期間

計画期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間とします。なお、本計画は第4期計画までの取り組みを踏まえ、また第6期計画以降、高齢化のピーク時の目指すべきケアシステムを念頭において策定します。

第5節 計画の進行管理及び点検

この計画は作成時点における社会情勢や過去の実績を基に推計した数値により作成しているため、将来現状にそぐわない点が出てくる可能性があります。このため、諸施策の遂行や各種サービスの策定状況等を適宜確認するとともに、サービスの内容や成果についても点検します。

計画の進行管理は、智頭町地域包括支援センターの公正・中立な運営を含め、智頭町地域包括支援センター運営協議会において実施します。

第2章 計画の策定

第1節 課題認識と重点施策

本町では、高齢者が安心していきいきと暮らすことができるよう、智頭町介護保険事業計画・智頭町老人福祉計画に基づき、高齢者福祉施策を推進してきました。

介護保険制度については、創設以来、介護サービス提供基盤も整備され、利用者数が増加するなど広く定着してきましたが、次節で行っている将来の見通しで示しているとおり、高齢化率は上昇を続けることが予想され、給付費の増大に対応した制度の長期的な維持・安定を図ることが国を挙げての課題となっています。

さらに、町でも認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加が予想され、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活ができるよう環境整備を進める必要があり、医療、介護、予防、生活支援、住まいの5つのサービスを一体的に提供していくという「地域包括ケア」が求められています。

また、仲間づくりや地域活動への参加など生きがいをもって充実した生活を送ることができる町づくりを進めることも大切となっています。

これらの点から、本計画では、だれもが安心して暮らせる福祉体制の整備を一層進めることとします。

重点施策① 介護予防施策の推進

介護予防の観点から要支援・要介護状態になるおそれのある運動機能の低下や閉じこもりの傾向が見られる高齢者を対象として、筋力向上、認知症予防、転倒骨折予防のための運動指導や食生活改善指導などを行う教室を開催し、できる限り要支援・要介護状態にならないような効果的な事業を実施します。

重点施策② 認知症高齢者対策・権利擁護の推進

認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を支え、認知症にやさしい地域づくりを目指して認知症サポーター養成講座を実施します。

また、高齢者の権利擁護や財産の管理支援を推進するため、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度について、普及啓発を図ります。

重点施策③ 地域包括ケアの推進

地域密着型サービスの検討

高齢者の多くは、できるだけ自宅で過ごしたいと考えていますが、介護が必要となった時は、施設に入所したいとの希望も多くあります。自宅に近い施設で、地域とのつながりを持ちながら暮らすことのできる地域密着型のサービスを検討します。

整備目標・・・本町では、今後の推計・待機者の数等を基に、多面的に検討し、地域密着型サービスの設置を目標とします。

重点施策④ 医療機関との連携強化

医療の拠点である智頭病院と各福祉関係施設が隣接している恵まれた環境を最大限に活かし、対象者一人ひとりのケースに寄り沿った支援を進めるとともに、関係機関内で情報の共有を図り、予防の観点からも連携を密にしていきます。

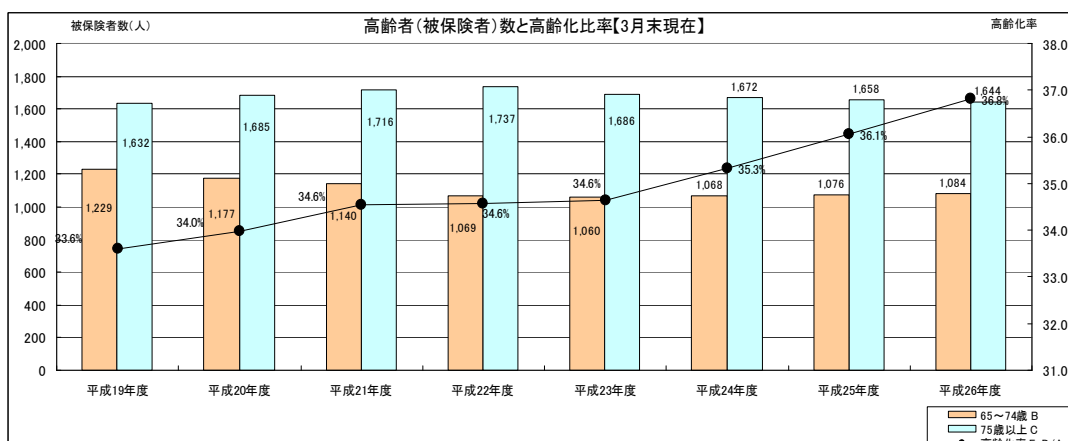
第2節 高齢者・要介護（要支援）認定者の推計

（1）人口及び高齢者数の現状と推計

人口は毎年減少していますが、65歳以上の人口は総人口に比べ、減少幅は小さく、高齢化率は年々上昇しています。（平成23年度からは推計）

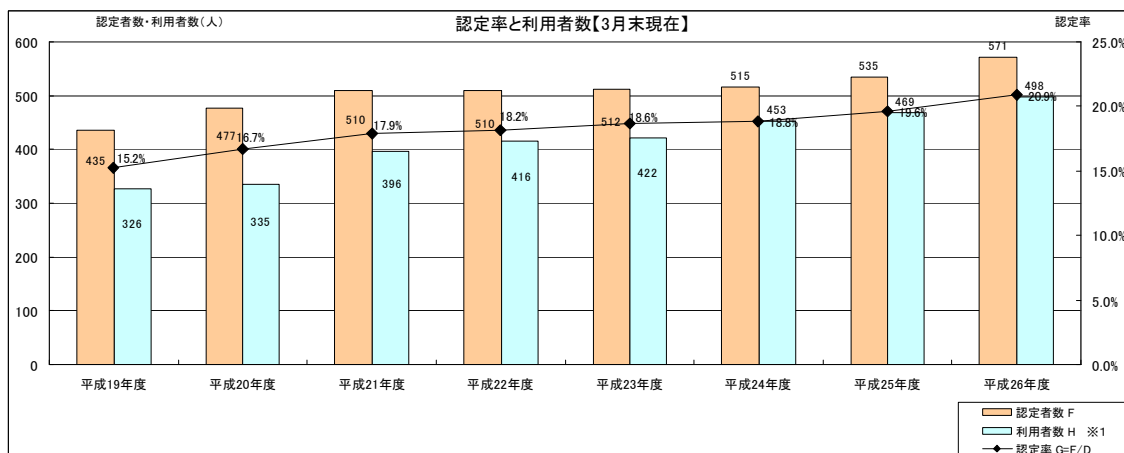
《人口の構造と推移：3月末》

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総人口	8,117人	7,926人	7,754人	7,582人	7,410人
40歳未満	2,550人	2,479人	2,388人	2,297人	2,206人
40歳以上65歳未満	2,761人	2,701人	2,626人	2,551人	2,476人
65歳以上	2,806人	2,746人	2,740人	2,734人	2,728人



（2）要介護・要支援認定者の推計

要介護・要支援認定者についても一貫して増加傾向にあります。



第3節 介護保険事業の状況と見込

(1) 介護サービス量の状況と見込

① サービス利用の状況

	認定者数	サービス利用者数	在宅サービス利用者数	施設サービス利用者数
平成21年10月	501	394	264	130
平成23年10月	518	422	294	128

② 在宅サービスの利用状況と見込

○ 訪問介護・介護予防訪問介護

ホームヘルパーが要介護者等の居宅に訪問して、入浴・排泄・食事等の身体介護や調理・掃除等の家事援助を行います。

実施状況と今後の見込

費用額：千円

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
月平均人数	63	68	68	69	70	72
総実人数	759	821	824	826	845	867
総費用額	46,709	39,924	42,548	43,076	44,424	45,816

○ 訪問入浴・介護予防訪問入浴

事業者が要介護者等の居宅に浴槽を搬入して、入浴の介助を行います。

実施状況と今後の見込

費用額：千円

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
月平均人数	22	19	21	21	22	23
総実人数	271	238	251	254	262	270
総費用額	17,348	15,237	16,083	16,422	16,916	17,425

○ 訪問看護・介護予防訪問看護

看護師等が訪問し主治医の指示に基づき療養上の世話または必要な診療の補助を行います。

実施状況と今後の見込

費用額：千円

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
月平均人数	50	43	45	45	47	48
総実人数	600	512	543	548	565	583
総費用額	25,657	20,710	21,973	22,335	23,022	23,731

○ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士・作業療法士等が居宅に訪問して、必要な機能回復訓練を行います。

実施状況と今後の見込

費用額：千円

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
月平均人数	1	0	0	0	0	0
総実人数	15	0	0	0	0	0
総費用額	120	0	0	0	0	0

○ 通所介護・介護予防通所介護

デイサービスセンターにおいて食事・入浴サービス等の提供を受け、心身機能の維持向上を図ります。

実施状況と今後の見込

費用額：千円

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
月平均人数	213	240	242	247	249	251
総実人数	2,567	2,888	2,910	2,957	2,986	3,009
総費用額	189,481	235,231	249,018	255,604	261,350	269,332

○ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

デイケアセンターに通所して、日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリを行います。

実施状況と今後の見込

費用額：千円

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
月平均人数	55	58	61	62	64	66
総実人数	657	700	741	750	773	796
総費用額	31,458	36,875	39,059	39,759	40,973	42,228

○ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホームへ短期入所することにより、入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

実施状況と今後の見込

費用額：千円

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
月平均人数	20	23	24	25	26	27
総実人数	236	280	295	301	309	320
総費用額	18,580	20,946	22,094	22,572	23,249	23,949

○短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設等への短期入所で、看護、医学的管理下の介護と日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

実施状況と今後の見込

費用額：千円

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
月平均人数	6	11	13	13	13	14
総実人数	55	143	151	151	160	167
総費用額	5,273	13,469	14,243	14,519	14,961	15,414

○ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士等が療養上の管理や指導を行います。

実施状況と今後の見込

費用額：千円

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
月平均人数	34	38	39	40	42	49
総実人数	408	477	478	485	500	589
総費用額	4,778	4,778	5,065	5,151	5,310	5,473

○ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居して、入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

実施状況と今後の見込

費用額：千円

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
月平均人数	9	9	9	9	9	9
総実人数	109	108	102	96	109	113
総費用額	18,234	18,071	19,056	19,473	20,058	20,659

○ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

要介護者の日常生活の自立を助けるため、又介護予防に資する福祉用具を貸与します。

実施状況と今後の見込

費用額：千円

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
月平均人数	113	123	146	160	169	175
総実人数	1,350	1,473	1,758	1,916	2,028	2,105
総費用額	18,817	18,028	19,071	19,435	20,026	20,634

○特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売（福祉用具購入費の助成）
入浴・排泄などに使用する福祉用具の購入に対し、給付を行います。

実施状況と今後の見込

費用額：千円

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
月平均人数	4	3	4	5	5	5
総実人数	50	41	47	54	56	59
総費用額	1,480	911	893	979	1,009	1,042

○住宅改修・介護予防住宅改修

手すりの取り付けなどの住宅改修に対し、給付を行います。

対象となる改修 手すりの取り付け

床段差の解消

床材の変更（滑り防止、移動の円滑化）

洋式便器等への便器の取替え など

実施状況と今後の見込

費用額：千円

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
月平均人数	3	3	3	3	3	4
総実人数	41	30	40	39	42	46
総費用額	4,399	2,280	3,595	2,449	2,530	2,612

○居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援・・・要介護と認定された人が居宅において介護サービスを受ける際、要介護者の希望に基づき、適正なサービスが計画的に受けられるよう介護支援専門員が居宅介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。

介護予防支援・・・要支援 1. 2 と認定された人は、地域包括支援センターの職員が介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成します。

実施状況と今後の見込

費用額：千円

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
月平均人数	250	267	286	319	348	378
総実人数	2,999	3,208	3,432	3,822	4,176	4,531
総費用額	46,460	45,938	52,643	49,535	51,058	52,629

○地域密着型特定施設入居者生活介護

入浴・排泄・食事等の介護、洗濯・掃除などの家事、生活相談など日常生活上の世話、機能訓練と療養上の世話を行います。

実施状況と今後の見込

費用額：千円

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
月平均人数					18	18
総実人数					216	216
総費用額					47,345	47,345

(計画期間の実態に応じ、他の地域密着型サービスに変更もあります)

③ 施設サービスの利用状況と見込

○介護老人福祉施設

特別養護老人ホーム入所者に対し、介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理などを行います。

実施状況と今後の見込

費用額：千円

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
月平均人数	85	84	82	83	83	83
総実人数	1,024	1,003	993	996	996	996
総費用額	272,219	271,050	268,473	289,082	289,082	289,082

○介護老人保健施設

介護老人保健施設入所者に対し、看護、医学的管理下における介護および機能訓練などを行います。

実施状況と今後の見込

費用額：千円

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
月平均人数	45	45	42	40	40	40
総実人数	535	543	507	480	480	480
総費用額	149,650	154,374	144,204	140,952	140,952	140,952

○介護療養型医療施設

療養病床等において、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護等世話などを行います。

実施状況と今後の見込

費用額：千円

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
月平均人数	1	1	2	2	2	2
総実人数	7	10	25	24	24	24
総費用額	2,483	4,134	11,451	10,153	10,153	10,153

④ 低所得者対策

○ 高額介護（支援）サービス費

介護保険サービスを利用した人の1月あたりの自己負担額が一定額を超えた場合に、所得に応じた高額介護（支援）サービス費を支給します。また、高額医療・高額介護合算制度により、8月から翌年7月の1年間における医療保険の自己負担額との合計額において、一定額を超えた部分を支給します。

実施状況と今後の見込

費用額：千円

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
月平均人数	103	122	144	141	147	152
総実人数	1232	1467	1,398	1,692	1,759	1,829
総費用額	13,385	14,772	17,487	17,069	17,752	18,462

○ 特定施設入所者介護（支援）サービス費

介護保険施設に入所したときや短期入所サービスを利用したときの食費・居住費については原則自己負担ですが、低所得の人の施設利用が困難とならないよう所得に応じた負担限度額まで自己負担し、基準費用額との差額は介護保険から支給します。

実施状況と今後の見込

費用額：千円

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
月平均人数	94	111	116	120	124	129
総実人数	1130	1328	1,398	1,436	1,493	1,553
総費用額	37,575	44,492	46,850	48,122	50,047	52,049

○ 社会福祉法人による減免措置

社会福祉法人が行う、訪問介護、介護予防訪問介護、通所介護、介護予防通所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護老人福祉施設などの各サービスの利用者のうち、低所得者について社会福祉法人が軽減を行い、軽減額によりその一部を国・県・町が法人に対し補助金を支給します。

その他の事業

○ 介護保険給付費適正化事業

介護保険サービスの利用実績がある人に利用明細書を引き続き送付します。また、国民健康保険団体連合会と協力して給付費の点検等により不正請求を抑制します。

⑤介護サービス提供事業者の現状

居宅介護等サービス提供事業所

区 分	平成23 年10月1日現在
居 宅 介 護 支 援	2
訪 問 介 護	1
訪 問 入 浴 介 護	1
訪 問 看 護	1
訪問リハビリテーション	1
通 所 介 護	7
通所リハビリテーション	1
短期入所生活介護	1
短期入所療養介護	1
福祉用具貸与	1
認知症対応型共同生活介護	0
小規模多機能型居宅介護	0
合 計	17

施設介護等サービス提供事業者

区 分	平成23 年10月1日現在	
	施設数	定 員
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	1	76
介護老人保健施設 (老人保健施設)	1	45
介護療養型医療施設	0	0
合 計	2	121

(2) 給付費等の見込

介護給付費の予測		(千円)		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
費	介護給付費	929,077	988,518	1,005,891
	法定分	812,730	867,977	880,991
	在宅分	399,037	453,756	466,230
	施設分	413,693	414,221	414,761
	居宅介護支援等	116,347	120,541	124,900
用	地域支援事業費	23,069	24,546	24,976
	市町村特別給付	0	0	0
	保健福祉事業	0	0	0
合計		952,146	1,013,064	1,030,867

平成24年度から26年度の第1号被保険者の基準額(3ヶ年平均)は、次のとおりです。

① 法定分 5,480円 + ② 上乗せ・横出し分 0円 = 5,480円

(3) 所得段階別保険料

上記保険料基準額より算出した第1号被保険者所得段階別月額保険料は、次表のとおりです。

1. 生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で住民税非課税	$\times 0.50 = 2,740$
2. 住民税非課税世帯で、(所得+年金) ≤ 80 万円の者	$\times 0.50 = 2,740$
3. 住民税非課税世帯で、(所得+年金) ≥ 80 万円の者	$\times 0.75 = 4,110$
4. 住民税非課税者(扶養義務者に課税者がいる場合)	$\times 1.00 = 5,480$
5. 住民税課税者 所得190万円未満の者	$\times 1.25 = 6,850$
6. 住民税課税者 所得190万円以上の者	$\times 1.50 = 8,220$

(4) 介護予防の推進

① 地域支援事業の展開

生活上の様々な課題を抱える高齢者に適切な支援を行い、要支援・要介護状態の予防やその重症化の予防・改善を図り、できる限り自立した日常生活を送れるよう地域包括支援センターが主体となって介護予防事業と包括支援事業、任意事業からなる地域支援事業を実施します。

地域支援事業	介護予防事業		<ul style="list-style-type: none"> ・一般高齢者施策 高齢者に介護予防に関する知識の普及・啓発を行い、高齢者が自主的に介護予防活動を実施できるよう働きかけをしていきます。 その他、認知症予防教室を行います。 ・二次予防事業 生活機能評価を実施し、二次予防事業対象者の選定をし、通所型介護予防事業や訪問型介護予防事業を行い運動機能向上や栄養改善の指導を行います。
	包括的支援事業	介護予防ケアマネジメント事業	要介護状態等となるおそれの高い虚弱な高齢者（二次予防事業対象者）に対して、要介護状態等となることを予防するために、個々の主体性を尊重しつつその心身の状況に応じて、介護予防ケアプランを作成し、一人ひとりの生きがいや自己実現を支援します。（地域包括支援センターにおいて実施）
		総合相談支援事業	地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続して行く事ができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を行います。（地域包括支援センターにおいて実施）
		権利擁護事業	権利侵害を受けている、または受ける可能性がある高齢者が安心して暮らせるよう、権利侵害の予防や対応を専門的に行う機関と連携をし、適切な支援を提供することによって、本人の生活の維持を図ります。（地域包括支援センターにおいて実施）

地域支援事業	包括的支援事業	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医や介護支援専門員との多職種協働と地域の関係機関との連携により、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するために後方支援を行います。(地域包括支援センターにおいて実施)
	任意事業		<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付等費用適正化事業 ・認知症高齢者見守り事業 ・介護家族継続支援事業 ・住宅改修支援事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・介護相談員派遣事業 ・日常生活自立支援事業利用支援事業 ・権利擁護事業

②地域支援事業に要する費用可能額

地域支援事業に要する費用可能額

		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
地域支援事業	(A+B+C)	23,069,000 円	2.50%	24,546,000 円	2.50%	24,976,000 円	2.50%
	ア. 介護予防事業 (A)	5,536,000 円	0.60%	5,891,000 円	0.60%	5,994,000 円	0.60%
	イ. 包括的支援事業 (B)	16,149,000 円	1.75%	17,183,000 円	1.75%	17,484,000 円	1.75%
	ウ. 任意事業 (C)	1,384,000 円	0.15%	1,472,000 円	0.15%	1,498,000 円	0.15%

%は P15 の介護給付費に対する割合

A・B・C の事業併せて 3%以内と決まっています。

第3章 施策の総合的推進

第1節 高齢者が地域で暮らす体制づくり

1. 高齢者の積極的な地域参加及び就労支援

(1) 高齢者の社会参加の推進・多様な社会活動の推進

現在の高齢者は元気な人たちが多く、加えて、社会で活躍してきた世代が今後、高齢者の仲間入りをするようになります。これら的高齢者に、自らの知識や経験を生かして、活力ある地域づくりに積極的に参加してもらうことが、自分自身の健康を認識する良い機会となり、ひいては介護予防へとつながると考えられます。そのために、社会活動へ参加できる機会や場の提供を行っていきます。

(2) 公民館等の活用

介護予防の拠点として公民館・集会所等を位置付けていきます。更に、身近な地域の中で、高齢者が気軽に集まるミニデイサービス等、場の提供に努めます。

(3) 就業の拡大

少子・高齢化を迎え、今後更に人口が減少していく時代になり、知識や経験の豊富な高齢者の果たす役割も大きくなり、シルバー人材等就業機会の確保に努めます。

(4) 生涯学習の充実

地域で得意な分野をもつ高齢者に協力を依頼し、生涯学習の一層の推進を図ります。

2. 自立生活支援サービスの充実

自立生活に多少の不安をもつ、ひとり暮らし高齢者や要介護高齢者及びその家族等に対して、介護保険外のサービスを提供することで、安心して自立した生活が送れるように支援していきます。特に、自立生活に多少の困難をもつひとり暮らし高齢者の孤独死を防止するため、民生委員をはじめとする地域での見守り体制を構築していきます。

具体的には次のような施策を展開していきます。

(1) 生きがいデイサービス(ミニデイサービス・仮称)

家に閉じこもりがちで要介護認定非該当の高齢者を対象に公民館等を利用した生きがいミニデイサービスを行うことにより、生活指導や趣味の活動をとおして、地域の人との交流を図ります。さらに、各生活圏域に多様な高齢者が気軽に集まれる場所として、

ミニデイサービスセンターの運営を図ります。担い手として、地区振興協議会、社会福祉協議会、自治会、1／0集落、老人クラブ、シルバー人材センター等実施可能な団体に働きかけていきます。

(2) ひとり暮らし老人緊急通報システムの設置

自立生活に多少の困難があるひとり暮らし高齢者や、高齢者世帯を対象に、安心して生活が送れるように、年間を通じ終日いつでも緊急時に連絡がとれる緊急通報システムの設置を推進します。

(3) 生活管理指導者派遣事業（高齢者ホームヘルプサービス）

生活する上で困難がある、要介護認定非該当のひとり暮らし高齢者、若しくはこれに準じた高齢者世帯にホームヘルパーを派遣します。（自己負担あり）

(4) 配食サービス

ひとり暮らし高齢者等を対象に食事を届けるとともに、安否の確認をする活動を継続します。（自己負担あり）

(5) 老人日常生活用具給付・貸与

ひとり暮らし高齢者に対し、電磁調理器を貸与します。

(6) 緊急一時保護

要介護認定を受けていないひとり暮らし高齢者等が火事、事故等の災害にあった時に、適当な介護者がなく、緊急に一時保護する必要がある場合に、町内の特別養護老人ホーム等への入所を推進します。（自己負担あり）

(7) 介護用品購入費助成

要介護度4、5の高齢者を在宅で介護している非課税世帯の家族を対象に、紙おむつ等の介護用品購入費の一部を助成することで、寝たきり老人に快適な生活を保障し、介護者の経済的・精神的負担を軽減します。

(8) お元気ですかメール

ひとり暮らしや高齢者世帯の希望者へ毎日、告知端末を利用して「お元気ですかメール」を配信し、返信の確認をとおして見守りを行います。

3. 認知症高齢者やその家族支援サービスの充実

(1) 成年後見制度利用支援事業

身寄りのない重度の認知症高齢者を対象に、不当な契約等による消費者被害等を予防し、財産が侵害されないようにするため、成年後見制度の町長申し立てを実施します。

またその際、経済的理由から、申し立て費用や選任された後見人等への報酬を本人が支払えない場合はその費用の全部又は一部を助成します。

(2) 認知症高齢者サポーター養成講座

地域の中に、認知症高齢者やその家族に対する理解者を育成し、権利擁護の推進や高齢者虐待の予防を図るため、認知症高齢者の心理理解をプログラムに盛り込んだ養成講座を開催します。

4. 養護老人ホームへの措置

身体上、精神上または環境上の理由及び経済的な理由により、居宅において介護を受けることが困難な65歳以上の高齢者を入所させます。

第2節 介護保険でまちづくり（基盤整備）

1. 日常生活圏域の設定

(1) 日常生活圏域の設定

地域における住民の生活を支える基盤には、保健・福祉や医療関連の施設だけでなく、「住まい」や他の公共施設、交通網、さらには、こうした地域資源をつなぐ人的なネットワークも重要な要素です。地域ケアを充実させるためには、これらを有機的に連携し、地域住民の生活を支えるものとして機能させることが重要になってきます。

今後も、必要とされる介護サービスを見込みながら、地域住民が担い手として参加し、コミュニティの再生や新たな公共空間の形成が図られるよう地域に密着した施設の整備や地域に根ざした介護保険事業の展開を推進します。

本町では、人口規模から日常生活圏域を中学校区1圏域としています。

2. 地域密着型サービス

(1) 地域密着型サービスの考え方

前々回の制度改革で地域密着型サービスが創設されました。これは、要介護者等の住み慣れた地域での生活を地域住民との交流を図りながら、24時間体制で支えるという観点から、要介護者の日常生活圏域内にサービス提供の拠点が確保されるサービスです。

これらのサービスは、智頭町がサービス事業者を指定するもので、原則として智頭町民のみが利用できます。

また、様々な理由で町民が他の市区町村にある事業者の利用を希望する場合、相手先市区町村の同意を得て本町が当該事業所の指定をした上で利用することになります。

本町では地域状況を勘案して、地域密着型サービスの導入についても検討します。

(2) サービスの種類

①認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症高齢者が、介護スタッフによる食事、入浴、排泄の介助を受けながら、共同生活する住宅です。

②認知症対応型通所介護(認知症デイサービス)

認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。

③地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(小規模特別養護老人ホーム)

定員が 30 人未満の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。

④地域密着型特定施設入居者生活介護

(小規模介護専用型有料老人ホーム等)

有料老人ホームなどの特定施設のうち、定員が 30 人未満の小規模な介護専用型特定施設に入居する人が、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。

⑤小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや「泊まり」のサービスを組み合わせて多機能なサービスを提供する小規模な拠点です。

⑥24 時間対応型訪問介護

24 時間安心して在宅生活を送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護です。

以上、①～⑥の 6 種類がありますが、本町では、本計画中に地域密着型特定施設入居者生活介護の整備を進め、身近な地域でサービスの利用が可能になるよう努めます。

3. 地域包括支援センター

(1) 基本的な考え方

- ①介護予防ケアマネジメント
- ②総合的な相談窓口機能
- ③権利擁護事業
- ④包括的・継続的マネジメント

地域において上記の基本的な機能を持つ総合的マネジメントを担う中核機関として設置されています。職員は、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士等です。運営は、町、地域のサービス事業者、関係団体等で構成される「地域包括支援センター運営協議会」が関与し、公平・中立性を確保する体制で行われています。

(2) 地域生活支援（地域包括ケアシステム）体制

本格的な高齢社会においては、高齢者が介護や支援を必要とせずに、いきいきとした生活を送ることができるよう、また、介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた家庭や地域で安心して生活を送れるように、保健・医療・福祉の関係者をはじめ、地域の各種団体や住民が連携し、地域全体で高齢者を支える地域ケア体制を構築することが重要です。

総合的かつ効率的なサービス提供を行うため、地域包括支援センターを調整役として、保健・医療・福祉の多様なサービス提供機関を有機的に結び付けるネットワークづくりを推進します。

今後も引き続き、次の機能を備えた地域包括ネットワークを重点的に確立していきます。

- ◎地域の社会資源を活用した早期発見・見守りネットワーク
- ◎高齢者の緊急時の早期対応を可能とする複数の専門職チームによる保健・医療・福祉サービスのネットワーク
- ◎認知症高齢者に対するネットワーク
- ◎虐待事例への早期対応(権利擁護)を視野に入れた行政・司法・警察等の関係諸機関と連携したネットワーク



第4章 その他

1. コミュニティサポートの推進

「活動的な85歳」の実現を目標に掲げ、高齢者や障害がある人の「活動」や「参加」を促進するために、健康面からコミュニティのサポートを推進します。

そのために、住民・関係機関を広く対象としたポピュレーションアプローチ（地域社会全体に対する啓発）を展開します。

（1）介護予防の啓発

高齢者等の「活動」や「参加」の制限・制約の要因である、歯の喪失や口腔機能低下、食生活や栄養状態の悪化、運動機能低下、認知症をはじめとする精神機能の低下等の予防の必要性や、65歳以前からの予防対策等について、住民や関係機関に対して啓発活動を行います。

（2）介護予防のための地域住民リーダーの育成や支援

上記「（1）介護予防の啓発」の内容に関わる地域住民活動のためのリーダーの育成やその円滑な活動のための支援を行います。

（3）バリアフリー体験

町内小中学校、交通機関、企業、そして一般町民を対象に、高齢者や障害がある人の「活動」や「参加」を促進するための環境作りの啓発を行います。

（4）介護家族の支援

介護家族の心身両面への健康管理支援を行います。特に、認知症高齢者を介護する家族の精神的負担・不安を軽減するための家族交流会の推進・介護者の腰痛予防のための適切な介護方法や福祉用具の情報提供を、個別訪問・研修会等を通して、当事者である家族やそれを支える事業者に対して行います。

2. 低所得者への配慮

介護保険は、社会全体で介護を支える相互扶助制度です。しかし、介護サービスが必要でありながら、経済的な理由で利用ができなかったり、制限されたりすることのないように、個別の事情に応じた保険料の減免を実施します。

(1) 保険料の減免

災害などの特別な事情で保険料が納められない人や生活に困窮している人に対して、減免取扱要領に則って減免していきます。実施に際しては、納付相談を重視していきます。

(2) 給付制限

相互扶助の精神に反して保険料を滞納した場合には、介護サービスを受ける際に制限を加えます。しかし、制限を加える前に滞納者に対して積極的に保険料の支払いを働きかけます。

(3) 社会福祉法人等介護保険利用者負担額の減免

社会福祉法人等が提供する介護給付サービス等について、これを利用した際の利用者負担額を減免し、利用の促進を図ります。

3. 保険者機能の強化

(1) 介護給付の適正化

介護保険サービスは、高齢者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう必要な保健医療福祉サービスを提供する制度であり、その給付は「要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう行われる」とともに、可能な限り居宅における日常生活が営めるよう配慮されなければならないものです。

しかしながら、介護保険制度は定着しつつあるものの、一方でその提供されるサービスについては、真に利用者の自立支援に資するものになっているのか疑問をもたざるを得ないものも多いとの指摘があります。

また、全国的に事業者による過度の利用者掘り起こしや不正請求等、制度の趣旨からみて不適正な事例が見られます。

このような状況を踏まえ、介護サービスが本来の目的に沿った形で提供され、高齢者の自立支援に資するものとするためには、

①介護サービスが真に所期の効果をあげているかとの観点

→【サービス内容の適正化】

②不適正、不正な介護サービスはないかとの観点

→【介護費用の適正化】

の両面から、国、県、町をはじめ、高齢者介護に関わる様々な機関が連携して、介護給付の適正化に取り組んでいくことが重要です。

(2) 地域密着型サービス事業者の指定

地域密着型サービス事業者の指定にあたっては、利用者などが関与できる公平・公正で透明なしくみを構築し、良質なサービスを誘導し、計画目標を超えるサービスは抑制するなど地域の実情を勘案した指定を行っていきます。

(3) 地域密着型サービス事業者への指導・監督

立ち入り検査などの指導体制を強化し、地域に身近な保険者としての機能を活かして、迅速かつきめ細やかな指導検査を実施します。また、事業者への指定基準の遵守の徹底はもちろんのこと、介護保険法第78条の6に基づいて必要に応じ報告若しくは帳簿書類の提出を求めるなど、管理機能を強化します。

(4) 苦情への対応

利用者からの不満や苦情には、利用者保護の立場から不満や苦情を真摯に受け止め、原因を解明しトラブルの再発を防ぐよう迅速で適切な対応に努めます。

利用者からの介護サービスなどに関する相談や苦情に応じられるよう、国民健康保険連合会と連絡調整を図るとともに、行政窓口と地域包括支援センターや居宅介護支援事業者などとも連携を図り、介護サービス提供事業者へ苦情の対応、解決への依頼を行っていきます。

要介護等認定や保険料に関する不満は、内容を理解していただけるよう説明をしていきます。なお、要介護等認定や保険料について不服がある場合は、県の介護保険審査会に不服申立てをすることも可能となっており、第三者による救済の道もあります。不服申立てについては、県と連携して対応していきます。

4. 事業評価

(1) 地域包括支援センター運営協議会の設置

町は、地域包括支援センターの適切な運営、構成、中立性の確保その他適切な運営を図るため、地域包括支援センター運営協議会を設置しています。

(2) 地域包括支援センター運営協議会の構成員等

地域包括支援センター運営協議会の構成員については、地域包括支援センターの公正・中立性を確保する観点から、

- ①介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体等
- ②介護サービス及び介護予防サービスの利用者、介護保険被保険者
- ③介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者
- ④地域ケアに関する学識経験者

とします。

(3) 地域包括支援センター運営協議会の所掌事務

地域包括支援センター運営協議会の所掌は次のとおりです。

- ①地域包括支援センターの設置等に関する事項の承認に関すること
- ②地域包括支援センターの運営及び評価に関すること
- ③地域包括支援センターの法人等への委託業務に関すること
- ④その他地域包括支援センターの運営に関し、必要な事項

(4) 事務局の設置

地域包括支援センターの事務局は、福祉課に置きます。

5. 介護サービスの質の向上

介護相談員の充実

介護サービス利用者の要望や不平・不満を聴き、保険者や介護サービス提供事業者との橋渡しを行い、介護サービスの質の向上を図るために、介護相談員を派遣しています。

相談員は、介護保険施設への派遣だけでなく、居宅介護サービス提供事業者にも派遣対象を広げ、介護相談員の受け入れを希望した訪問介護事業者の利用者への相談活動も行っていきます。

